# 貧困と多重債務を考える四国集会 報告

2009年5月23日(土)~24日(日)



主 催 四国研究交流会実行委員会(反貧困キャラバンえひめ 2008 実行委員会)

共 催 依存症問題対策全国会議

生活保護問題対策全国会議

開催日時 2009年5月23日(土)~24日(日)

場 所 愛媛大学 法文学部

# 次 第 5月23日(土)

1.シンポジウム「多重債務と依存症」

記念講演:ギャンブル問題への対策を考える スタンダードの確立を

講 師:滝口 直子 氏 (大谷大学 社会学科教授)

2.分科会

第1分科会:依存症

第2分科会:四国の反貧困運動

第3分科会:債務整理の実務

第4分科会:生活の立て直しに向けて(被害交流)

# 5月24日(日)

シンポジウム「労働と貧困」

- 1. 当事者からの報告・地域からの活動報告
  - ・自営業者のセーフティネットについて(当事者)
  - ・労金の生活応援運動の取組について(四国労金:石川政久氏)
  - ・オープンハンドまつやまの取組(愛媛大学学生:古林はるか 氏)
- 2.ここまで使える連続講座
  - ・ 生活保護法はここまで使える(小久保哲郎 弁護士)
  - ・ 労働法制はどこまで使えるか(村田浩治 弁護士)
  - ・ セーフティネット貸付はここまで使える(村上晃 弁護士)
- 3. まとめ(木村達也 弁護士)

# 開会

5月23日(土)、愛媛大学法文学部本館6階大会議室にて、四国各県から貧困問題に携わる専門家や活動家らが集まり、丹下晴喜実行委員長の挨拶のもと多重債務と貧困について考える四国集会が開会した。

来賓には愛媛弁護士会副会長、愛媛県司 法書士会会長に来場いただき、それぞれ挨 拶をいただいた。その後、(多重債務と依存 症)をテーマに「ギャンブル問題への対策 を考える スタンダードの確立を」と題して 大谷大学の滝口直子教授に講演いただいた。



# シンポジウム「多重債務と依存症」

基礎知識として:ギャンブル依存症(病的賭博)とは?

・ギャンブル依存症については「本人の意思の問題ではないか」など、世間一般の理解がまだ薄い状況であるが、世界保健機構(WHO)が「<u>衝動性の疾患</u>」と認めるまっとうな病気であり、いわば賭博に対するブレーキがきかない、コントロール障害と言える。

講演は、大きく二つに分けて話され、ひとつはギャンブル産業が果たすべき責任問題について、ふたつめには目の前の問題(相談者)への対処について報告がなされた。

滝口氏はまず、日本におけるギャンブル産業の実態として競馬・競輪などのオートレースはギャンブルとして認められているが、パ



チンコ・パチスロ(以下、マシン)はあくまでエンターテイメント(遊技)産業として定義づけられている現状であると説明し、実際にマシンをプレイするにはお金がかかり(それも数千円程度ですむものではない)遊技の幅を超えていること、マシン特有の効果(期待感をあおる演出の連続)によりはまりやすい特徴があること、日本でギャンブル依存症となっている人の7割~8割はマシン系のギャンブルが原因であることなどの実態について説明した。

その上で、ギャンブルとして認められていないことでギャンブルによって生まれてくる問題(ギャンブル依存)が「誰が何に対してどのような責任があるのか?」表立って問いにくい状況になっているが、プレイヤーはエンターテイメント産業の消費者である以上は消費者としての権利を持ち、産業側は消費者保護の義務があるはずであると指摘、具体的にはギャンブル問題に対する対策費用を法律に基づいて義務的に拠出させることや賭博問題に対する中立的な協議機関設置の必要性などの提言がなされた。

つづいて、ふたつ目には目の前の問題についてどう対処がなされるべきか報告があった。まずギャンブル依存症に陥っている人は潜在的であり、回復の場(GA)に繋がるケースはまだまだ一部であるという現実について考える必要があると指摘した。ただし借金に困ったら相談にいく可能性は大きく、債務整理の際にギャンブル問題が明るみに出た場合にGAにいかないと根本的な問題解決にならないことを、本人に気づかせていく必要があることを訴えた。また、ギャンブルのみに限らず、本当に困って相談にくる人は多重な問題をかかえていることが多くあり、それらを解決・対応していくにはネットワークを広げ、諸団体等と協力を図っていくことが重要であると訴えた。

さらに、具体的な回復の手順についても報告があり、基本的にはGAにつなげて回復につなげることが理想であるが「本人が回復の場に現れない」場合は、その選択肢としてセルフガイドブック(インターネット上などで回復プログラムをアップするなど)の活用や短期間の介入などを紹介した。

また、ギャンブル問題を認めていても、きっぱりとやめたがらない人については、ひとつステップを置いて対応する(害を少なくする)ことの提案もあり、それによってたとえ失敗したとしても、その失敗をきっかけにGAのプログラムにそった回復を受け入れやすくなる事もあると説明、全ての人がGAの理想にそってギャンブルをやめるということはなく、ギャンブラーの選択を尊重しながら「ギャンブラー自身の気づき」を促していくことが、遠回りなようで実は問題解決への近道ではないでしょうかと訴え、講演を締めくくった。

## 分科会 報告

講演会終了後は、4つの分科会(1:依存症 2:四国の反貧困運動 3:債務整理の実務 4:生活立て直しに向けて)が開催された。

ここでは、第2分科会として開催された「四国の反貧困運動」について報告します。

# 第2分科会「四国の反貧困運動」

進行役:小久保哲郎 弁護士

キャラバン報告:兼光氏(香川) 東條氏(徳島) 入江氏(高知) 小野氏(愛媛)

反貧困ネットの取組報告:秋田氏(広島県)

小久保弁護士の進行により分科会がスタートし、各県の取組報告の前段として、参加者(27名)からの自己紹介がそれぞれ行われた。参加者は、弁護士、司法書士をはじめクレ・サラ被害者の会、労働団体、医師、学生など多様な人が集まり、様々な立場からの意見交換が行われた。



#### 反貧困キャラバン概要

06年の「高金利引き下げ運動」で築かれた諸団体の協力関係を「貧困の問題」につなげようとのことで、反貧困ネットワーク、中央労福協、生活保護問題対策全国会議で「生活底上げ会議」を立ち上げ、運動についての議論が開始。

08年7月~10月にかけて全都道府県を2台のキャラバンカーがまわり「反貧困キャラバン」が実施された。内容については、07年11月に引き下げの動きのあった生活保護基準についての08年での引き下げ阻止を主要獲得目標とし、またそれにまつわる「年金・最賃の引き上げなど」をテーマに設定し、各地でアピール活動が行われた。

## 香川県での取組報告:報告者 兼光弘幸 氏(弁護士)

初日(8月29日)は、地元被害者の会(あすなろの会)が中心となって生活保護 110番を実施、31日に高松集会を開催し第1部で湯浅誠氏の講演会、第2部で「生 活保護・ワーキングプア」に関するシンポジウムを開催し、9月1日~2日について は、県内自治体の訪問を行い各福祉事務所等との意見交換を行った。各自治体には生 活保護の健全な運営等を要請したが、同時に福祉の現場のマンパワー不足の実態につ いての感想があり、キャラバン以降の最近の動向としては、行政意識も好転してきているように感じるとの報告があった。

キャラバンの取組が行われたことにより、その準備会の会合の中での県内で尽力している諸団体や個人とのつながりや新たな学習(進学の格差:貧困の連鎖の問題紹介があり)ができ、今後の香川での活動基盤ができたと感じている。キャラバン以降の活動の取組については、生活保護四国ネットについての準備会議の打ち合わせを1度開催したのみではあるが、今後の香川での取組企画内容に応じてキャラバンで協力できたネットワークを活かして貧困問題全般について受け付けていきたいと考えているとの報告があった。

# 徳島県での取組報告:報告者 東條恭子 氏(徳島県労福協次長)

7月29日に実行委員会が発足。メンバーについては、県司法書士会、連合徳島、県労福協、徳島県社会福祉士会、徳島県勤労者福祉ネットワークの5団体、協賛団体として新しい自立化支援塾(ホームレス支援)、ストップDVサポートの会が参加した。キャラバン活動では、初日(8月26日)に行政への要請行動(県、徳島市、吉野川市、阿波市)を実施し、その後駅前での街宣行動とビラまきを実施した。2日目には、南部地区(阿南、小松島市)への要請行動及び、司法書士による多重債務・生活保護の相談会を労福協しごと相談室にて実施した。3日目には、福祉なんでも相談を実施、医療・福祉・仕事まちかど相談(ジョブ徳島との連携による職業紹介)を保健所で実施した。徳島集会では、各団体の取組報告、立石弁護士から生活保護問題に関する行政状況について報告があった。

また引き続いた活動として、年末には「年越し電話相談会」を実施し、生活保護、 多重債務、労働、住まいなどについての相談を受け付けた。件数は来所含めて18件、 内訳としては求職7、労働問題6、多重債務3、生活保護2で司法書士、社会福祉士 11名で対応した。

これまでの活動を行ってきての感想としては、就職相談について対応をしたいが、 昨今の雇用情勢の急激な悪化によって、紹介できる仕事がない状況(事務系はゼロ、 医療・福祉関連が若干あるぐらい)にあることを説明。求職者の相談をどうつなげ、 サポートしていくかが課題となっていると報告があった。

# 高知県での取組報告:報告者 入江博孝 氏(高知うろこの会)

高金利引き下げキャラバン時の関係から、クレ・サラ対協が労福協に相談しキャラバン実施にむけての協議がスタートし、08年6月に反貧困キャラバン実行委員会を結成。呼びかけ団体として、労福協、生健会、クレ・サラ対協、うろこの会の4団体及び後援団体として弁護士会、司法書士会が参加した。賛同団体は79団体(賛同カンパを徴収し財政負担に充てている)。

内容としては、23日に反貧困団体交流会を開催し、各団体に寄せられている切実 な相談事例や問題解決にあたっての困難や苦労、模索状況など意見交換がなされ、キャラバンを通じて様々な団体の活動を知り、関係を築けたことは大きな収穫だったと の報告があった。

また、その後の活動についても、年越し電話相談会(18件相談)ホームレス訪問、4月には「若者の生きづらさ」をテーマに雨宮処凛 氏を呼んでの反貧困シンポを実施した(350名の参加)事が報告され、今後についても、秋に湯浅誠 氏を呼ぶことを計画しており、夏のキャラバンだけに終わらず引き続いた取組が出来ていることが報告された。

最後に報告者から、前述したとおり今回のキャラバンの取組では、新たに労働団体とのつながりやこれまで知らなかった活動団体との関係ができたのは大きかったとし、この取組みを継続していれば5年10年後に若い人たちを中心とした新しい力が生まれてくるのではないかと思っているとの感想があった。今後の目標については、高知県においては労働運動が公務員中心なので、労福協を含め労働者の積極的な貧困問題への参加してもらえるよう垣根を越えて参加できる反貧困ネットワーク高知の立ち上げにむけて努力していきたいと締めくくった。

## 愛媛県での取組報告:報告者 小野龍太郎 氏(オープンハンドまつやま)

愛媛県からの報告では、「オープンハンドまつやま」の活動の中から見えてきた愛媛における反貧困運動として報告がなされた。

まず現在の「愛媛における反貧困運動」の活動主体となっている団体・個人として、 松山たちばなの会、オープンハンドまつやま、労福協、県労連、依存症の会、医療生 協、法律家があげられ、それらの団体が一緒に活動できること(=「つながり」)につ いては、始めから形成されていたものではなく、オープンハンドまつやまが取り組ん できた諸活動の流れの中で形成されてきた経過であることが報告された。 その流れを報告する中で、きっかけについては2007年8月に実施した四国一斉生活保護電話相談会であった。この取組については、生活保護に取り組むことに対して否定的なイメージを持っているメンバーもいたが、この時寄せられた相談内容(新居浜市で障害を持つ子供が施設に入っていて、働けないため生活が苦しいので生活保護を申請したいが窓口で拒否されてできないという相談)から、はじめて「実感」として生活保護に対する支援の必要性を感じることができたとの報告がされた。またこの時にはじめて「松山たちばなの会」とのかかわりを持てたことが今に繋がるきっかけとして大きかったとの報告があった。

その後、2008年2月に開催した「湯浅誠 講演会」について報告があり、この準備に際して、県内の様々な団体に後援・広報依頼をお願いしてまわったことが報告された。湯浅氏が、当日の後援団体一覧(連合、労連をはじめ多くの団体が一緒に並んでいること)を見ての「この場にいる人たちが本気で反貧困に立ち会ったら地域は変われる」との発言を紹介し、反貧困など「ひとつの事」をキーワードにして協力していこうという雰囲気を形作っていける、今の松山のありかたがこの時にできたのではないかと思っているとの報告がなされた。

また、反貧困キャラバンについては、前述した四国一斉生活保護電話相談会でも生活保護行政に対する法的支援の必要性を感じていたので、湯浅講演でできた「つながり」の中に法律家が中心となって参加し、関わってくれてとても心強かったとの報告がなされた。

## 運動・活動団体の溜め(横のつながり)とこれからの方向性(縦のつながり)

続いて、自分たちの活動を通しての、「反貧困運動」に対するまとめがなされた。

報告の中では、始めは夜回りをして路上生活者を支援する意識しかなかったが、路上生活からまともな生活へ移る際には、「生活保護制度の活用が必要」だったり、路上に至る話を聞けば「原因として多重債務がある」など、路上生活として表面上表れている問題の原因やその救済方法は一つではない事が分かり、何か解決策を見つけていかなければいけないときに、今のつながりがあることがとても心強く感じていると報告があった。

それらを踏まえて、湯浅氏が言う「溜めのない状態が貧困である」ならば、自分たちの「問題解決のための溜め」をつながりによって広げていくことで、貧困当事者にその溜めの影響を与えられるのではないかとの考えが示され、反貧困キャラバンはそれぞれの「団体や個人の問題解決の溜めを広げること」のできる場の形成(つながり

やすい場の形成)がなされた点で意義が大きかったとし、オープンハンドまつやまは 学生主体の団体のため、専門実務ができるわけではなく「つながり」を一番必要とし てきたので、現在の愛媛での反貧困運動の中で一翼を担えているのではないかとの報 告があった。

また、これからの方向性については、上記のキャラバンの活動の様に「溜を作っていく場」が反貧困の一点をキーワードにしてゆるやかに広がればいいと思うと報告し、それぞれがそれぞれの立場で活動している違いこそが、「反貧困」を共有点としたときのこの運動の強みだと思うとの報告があった。

最後に、オープンハンドまつやまでは学生の世代交代とともに事務局メンバーの入れ替わりの中で運動を続けてきている事を説明し、「反貧困運動」についても、現状の盛り上がりの中で「横の広がり」はもちろん重要だが、今後の流れが進んで行く中で大きなスパンでみれば、「縦の広がり(つながり)」という意味で後に運動を続けていく意識(引き継いでいく意識)を持つ事が必要であるとの提案がされ、報告を締めくくった。

## 各地域の反貧困ネットワーク取組報告

## 報告者:反貧困ネットワーク広島 事務局長 秋田 智佳子氏(弁護士)

反貧困全国キャラバンを踏まえて、各地域で結成されはじめている反貧困ネットワーク(現在全国で8団体:岐阜、長野、富山、大分、滋賀、宮城、埼玉、広島)での取組について、反貧困ネットワーク広島から報告があった。

ネットワークへの入会については、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士ら個人を中心に参加してもらっており、団体については大きな組合は入ってないが小さな組合は参加している事、またつくしの会(クレサラ被害者)、夜回りの会(路上生活者支援)が団体参加していることが報告された。

設立総会については、反貧困ネット副代表の赤石千衣子 氏に「母子家庭の現状について」記念講演をいただき開催し、ネットワーク設立後の取組については、3月末に派遣切りによる困窮者救済のための相談会とデモ行進を実施している。

現在については、反貧困まちかど生活相談会(医療福祉・健康)を計画しており、 これまでは弁護士会による相談会だったが、今回は内科医・歯科医・看護士に参加い ただき、また合わせて炊き出しを実施予定であり、活動内容の広がりを感じていると の報告がされた。 また、労福協の資金協力により、ワンルームマンションの1室を借り上げシェルター提供事業を開始したことが報告された。(報道により、もう1室提供協力いただき現在2室を運営中)現在は満室、今後相談会の実施などで希望者がでた場合の対応についてと、その他ネットワークでの事業資金について課題となっており高知の賛助団体からの会費徴収をヒントにしたいと思うとし、報告を締めくくった。

## 質問・意見交換

その後、各地からの取組報告を受けての質問・意見交換にうつった。意見交換では、 反貧困ネットワークの目的、目標などの明確化が必要ではないかとの論点で議論が進 んだ。

|Q1・木村達也弁護士|: 反貧困を共通キーワードとしてそれぞれ取り組んでいるが、 反貧困ネットの目的、構成、獲得目標、共通の規約等はあるのか? 反貧困というキー ワードだけが、独り歩きして具体的な中身がわかりづらい気がするのですが。

|秋田弁護士|:規約はある(岐阜ネットのHPを参照)。ネットの目的は、資料P3-20を設立経過前文がそれにあたる。地域によってきっちりと目的を定めているところもあれば、漠然とした内容でとどめている所もある。各地の実情に合わせた形で運営されている。

尾藤弁護士: 例えば、生活保護対策会議は生活保護問題のみに留まるが、反貧困ネットについてはその枠をさらに広げて、反貧困をキーワードに色々な立場の人が参加しやすいように取り組んでいく団体という認識でいいのではないかと思う。よく分からないというのが一つの特徴ではないか?

| 円下先生 | : 確かに、従来的な運動の枠ではよくわからない運動だと思う。学生が、「社会運動の中の反貧困ネットワーク」という研究を行っているが、湯浅氏の言うところの「溜の集団を作り、居場所を作ることで、居場所にいた人が自己を回復してその根元が社会構造になる」という運動だといっている。多様な集団が活動家としてネットワークしていくレベルなので、まだ反貧困ネットの取り組みは実験段階ではあるが派遣村の衝撃は大きかったし、これらの実践を積み上げながら作っていこうというものではないかと現状では理解している。

|木村弁護士|:生活保護支援ネットワーク、ホームレス法的支援者ネットワーク等もあるが、反貧困ネットとの立ち位置の違いがよくわからない。渾然一体となっているの

では?

|尾藤弁護士|:もともとの反貧困ネットの発想としては、個人参加で、共通する願いが反貧困ならば誰でも参加しようというもの。今までになかった運動体をつくろうということでできているので、組織をどうするかという事を言えば非常に不明確なものになっている。逆に言えば、幅広い人が集まっているという事が魅力になっており、かつテーマもその時々のものに焦点をあてて取り組んでいこうというもので、自由にやっていく中で社会的インパクトを与え、政策形成に寄与すればいいのではないかとの発想だと思う。

Q 2・杉林専務: 反貧困運動の着地点は?貧困をゼロにするということは国のしくみが根本から変わらないと不可能、そこが着地点なのか?

<u>円下先生</u>: 例えば、クレ・サラ対協のように改正目標(着地点)があってそれにむけて、あれをやってこれをやってという戦略的課題があるわけではないと思う。確かに、労働者派遣法の改正なども一つの目標ではあるが、あくまでそこは過渡目標であって、運動それ自身が目的としているわけではない、言われているようにそれを改正したとしても貧困はあるわけで、それに対処するためにつながって実務的に解決していこう、世代をつないでずっとやっていこうということだと思う。

|多田さん||: これまで貧困問題(多重債務問題等)を解決してきたのはその周りの人や 隣人であって、いくら大きな組織をつくり規則をつくって運営をしっかりした所で、 地域で実際に相談にのる人、関わっていく人にどれだけ浸透させることができるか、 疑問。(組織体制について議論することがそれほど重要か?)

秋田さん: 最終的な問題解決には政治を変えていくことしかないとは思う。変えていくには、運動による世論喚起であり、運動の裏付けによって実態を知っていってもらいという事しかないのではないか。

<u>杉本さん</u>: ここ数年は目の前で困っている人に手をさしのべるという当たり前の事を 忘れてきたように思う。この運動は、それを取り戻していくということであり、運動 を通して市民に考え直してもらうという事ではないか。 <u>円下先生</u>: 困窮者は自分の置かれている状態が全て個別化してしまっていて自分 1 人で戦っている状況にある。反貧困の運動は、まず取組を通じて、相談者が相談に行っていいんだと思ってもらうこと(社会的な問題だということ)を世に知らしめること、それができてはじめて相談活動が機能してくる。また、本来の行政の役割として公的責任を果たさせるべきであるのはもちろんだが、見て見ぬふりをしているというのも実態。そういった意味で、民間での救済活動は緊急的なものであっても、それにより問題が「可視化」することで、派遣村のように行政や公的機関が言い訳できない状況をつくりだして動かしていくしかないように思う。

秋田弁護士:確かに、反貧困でアピールをするといままで相談にたどり着かなかった人、また相談してもたらい回しにされ具体的解決に結びつかなかった人が、網にかかりやすい点も反貧困ネットのいい所だと思う。ネットワークを張ることで交流がはかられ相談者の実務能力が上がっていくとともに、能力外の相談は他の人につなげられる、また相談者も解決にアクセスしやすくなる、解決事例・実態をもとに世論喚起につなげ社会の仕組みを変えていく、それらがセットになっている点がこの反貧困ネットワークの良いところではないでしょうか。

#### その他分科会の様子



被害者交流について



債務整理の実務



依存症問題について



(積極的な意見交換がされました)

# 5月24日(日)

集会2日目は、シンポジウム「労働と貧困」と題して、当事者からの報告・地域での活動報告、及び参加者自身が実務能力を高めていく事が、貧困問題に取り組んでいく上で重要であるとの観点から専門家による連続講座(労働基準法・生活保護・セーフティネット貸付)が開催された。

# 当事者からの報告

当事者からの報告(自営業者のセーフティネット貸付の充実にむけて)

報告者:愛媛県内 自営業者 以下内容、当日資料より抜粋

私は1991年7月より個人経営で製造業を営んでおります。家族経営で頑張り2007年6 月より法人として営業してまいりました。

2008年11月までは仕事も順調で黒字経営でした。銀行なども融資は要りませんかといってきていましたが必要とはしていなかったのでお断りをしていました。それが突然昨年11月のリーマンショック以降仕事が少なくなり資金繰りが厳しくなりました。預貯金を使い、経営努力をしてまいりましたが、機械のリース代が高額で資金繰りが難しくなってきました。

業界の様子では8月以降の仕事が発注され始めており秋まで頑張ればなんとか持ちこたえられるかも知れないという話が聞えてきていました。そこでリース代のしばらくの軽減措置と県と国とのセーフティネット貸付で秋までしのごうと思い、リース会社、県、国との交渉を始めました。

県のセーフティネット貸付は借りることができました。

私の会社はほとんどのリースをある外資系のリース会社と契約をしており今年1月には軽減のお願いをしました。いろいろな資料や売り上げ等の書類をたくさん出しましたが5月になっても担当者はやりますといいながら実行してもらっていません。同業者で他のリース会社と契約をしているところはかなりの軽減に応じてくれているようです。

国金とは今年3月2日に商工会を通じて1000万の申し込みをしました。3月13日に面接に行き話し合いで500万なら融資できると説明を受けました。今までの返済もまじめにしていると評価してもらい、売り上げ減でセーフティネットを使い金利も安くなるとの話でした。すごく助かると喜びながら帰りました。

ところが三日後の3月16日に家と父親の土地を担保に入れないと融資ができないと

連絡がありました。高齢の父親の資産まで抵当に入れさせるわけにはいきません。最初の条件で何とかならないかとお願いしましたが「売り上げ減では融資できない」といわれました。

セーフティネット融資は売り上げ減の業者が対象ではないのでしょうか? テレビで も経済産業省のCMがたびたび流れ私たち中小零細業者も見捨てられていたわけじゃな かったんだと仲間の業者も国金に申し込みに行きました。しかし融資が出たという話 は今のところ一件も聞いていません。みんな落胆しています。経済産業雀の10兆、20 兆というお金は何処に使われているのでしょうか。

このままでは資金パンクし倒産となります。父親も将来の生活の不安を訴え、両親との関係もギクシャクし始めて両親は土地を売却して別に借家を借りて生活をすることになりました。私たち夫婦は住むところを失い作業場の休憩所に住むことになりました。そこにはお風呂もトイレも有りません。その場所さえも差し押さえされ売却されると出て行かなければなりません。でもできるだけは頑張っていくつもりです。

# 地域からの取組報告

# 労金の生活応援運動の取組について 報告者:石川政久 氏(四国労金多重債務相談デスク)

地域での取組報告のひとつめでは、労金の多 重債務相談の取組について実例を交えながら報 告があった。

報告ではまず、これまで労金では生活困窮者に対する融資を、労金設立当初から業務の一環として取り扱いしてきていることを説明し、さらに現在の情勢を受けて金庫業態として、社会



的貢献をしていこうという運動からキャンペーンをはっている現状を報告した。

その取り組んでいる内容としては、生活応援運動の一環として多重債務者救済運動 を推進しており、その他にも職安定化資金融資、高金利からの借り換えなども合わせ て実施していることを報告した。

多重債務者対策について取り組むに至る経過については、2007年に労金協会に 多重債務対策委員会が設置されたことにより、各金庫にも同様の委員会設置及び相談 対応体制が整備されていることを説明、四国労金では2007年8月から具体的な対 応をスタートさせていることの報告があった。現在、労金の組合員を中心に宣伝活動 を実施し相談に対応している(組織会員の3人に1人は利用しているというデータがあるため)が、一般の人からの相談がきた場合も同様に対応している。

相談対応についての報告では、相談者に一番有利な解決方法で対応していくことを前提としていることを報告し、相談者それぞれのケースに応じて、法定金利の引き直し後に過払い金の請求や返済継続をしていく上でのアドバイスや借り換え相談、折衝に応じない業者への訴訟対応などをサポートし解決に導いていることが説明され、またどうしても労金で対応が出来ない事案、専門家が対応したほうが相談者にとって有益な事案については引継ぎ対応を行っていることが報告された。

課題点については、多くの方が職場・組合・家族に知れたら困るため内緒で相談したいとの希望があるが、解決の際に融資が必要になってくる場合はきちんとした返済計画をたてる必要があること、また再発防止の観点からも近親者に説明しなければいけないことをお願いすると相談がストップするケースが多いことを報告。相談件数もまだまだ横ばい状況にあることから、2009年4月からは多重債務には陥っていないが利用している人の借り換え運動(多重債務未然防止運動)を第2次キャンペーンとして推進中であることを説明し、報告を締めくくった。

#### オープンハンド松山からの取組報告 報告者:古林はるか 氏(愛媛大学3回生)

続いて地域での取組報告として路上 生活者の支援を考える会(オープンハ ンド松山)で活動している古林はるか さんから、活動報告と活動を通して考 えていることについて報告があった。

まず団体の紹介としては、活動の核 として「路上での死を防ぎたい」との 思いから設立されたことが報告され、



メンバー30名(主な実働会員:学生4名と社会人数名)による主な活動として、毎週の夜回りを実施することにより、必要物品等の配布とともに当事者とのコミュニケーションを通じて生活・健康相談にのっていること、また生活立て直しの方法として生活保護申請の同行などを行っていることが報告された。

松山市内の路上生活者の状況としては、松山市内に約40~50名の方々が生活していることが報告され、その路上にいたる原因としては「住み込みの仕事の失業によ

り住居も同時に失う」「家族不和により頼る人がいない」「軽度の障害等があり自力での生活が困難であるが、福祉の分野等でカバーされず路上で生活している」などの実態があることが報告され、また最近の傾向としては、年金を受給しながら路上生活をしている人が増えてきているとし、その要因としては「年金額が最低生活費に満たず家賃等を払えないこと」や「最低生活費は上回っているものの家族内不和等によって家で生活できず路上へ」などの多様な原因がある実態を説明した。

その上で、一般的には多くの人が「ホームレス」は「自分が好きであのような生活をしている」「頑張っていないから」「自分に甘えがあるから」といった"自己責任論"で全てを片づけてしまうが、路上で生活している人で「社会が悪い、自分は悪くない」と思っている人はおらず、何かしら自分の中で自分を責めて生活しているのを感じると報告。一方的にレッテルを貼って誰もその人を理解しようとせず、かつ基本的人権が守られていないことについて大変問題であると訴えた。

また、取組を通してのまとめでは、あくまで「ホームレス」とは家がない状態を示す言葉であって個人を特定する呼び名や属性を示すものではなく、自分たちの取り組む姿勢についても、一般化して「ホームレス」をどう支援していくかではなく、「その人」とどう関わっていくかを考え、「個人」対「個人」の信頼関係を築きあげる中で支援活動をしている事が報告された。

最後に今後の課題として4つがあげられ、まず一つに路上生活者が隠したい過去を自分たちに話してくれるという信頼関係を大切にしながら、その人を支援するには何が必要かを当事者それぞれとの関わりあいの中で考えていく、自己満足にならない活動を継続していきたいとした。(「オープンハンドまつやま」は、ホームレス支援を<u>考</u>える会である)

また二つめとしては、生活保護などを受給することにより路上からは抜け出せたが、 同時に路上生活者同志のコミュニティ(人間関係)からも抜け出してしまうことにより、雨風は防げるが人間的に孤立してしまうという問題もあり、生活保護を受けられた方を対象に食事会(なのはなの集い)を通して人間的なつながりや溜めの構築をしていけるような取り組みも一層進めていきたいとした。

三つめには、学生と社会人が中心に活動しているので、法律等の専門知識が充分でないため医療や行政、法律関係者との連携を一層大切に多様な解決策がもてるようにしていきたいとした。

そして最後に、路上生活者の実態をリアリティもって感じてもらい、ホームレスへ

の偏見差別の意識を変えていけるよう、活動を通して感じたことなどを広く一般にア ピールしていきたいとし、報告を締めくくった。

当事者報告・地域での取り組み報告の後、相談対応にあたる際の実務のスキルアップをはかるため、法律家より「生活保護制度の活用」「労働基準法」「セーフティネット貸付」の3点について講義がおこなわれた。

# ここまで使える連続講座

## 1.生活保護はここまで使える

報告者:小久保哲郎 弁護士(生活保護対策全国会議 事務局長)

はじめに、「生活保護制度を活用する際に押さえておくべき点」について生活保護対策全国会議の小久保弁護士より講演があった。

まず報告では、「年越し派遣村」をはじめ各地の相談会などでの状況について触れながら、「家がない、今日明日食べる金がない」といった相談が寄せられた場合

制度である現状との説明があった。



がない」といった相談が寄せられた場合、その対応策としては生活保護が最も有効な

その上で、多重債務問題についてもその背景に貧困があることは明白であり、事実「自己破産をした41%が生活保護基準以下の収入しかない状態である」という統計を紹介、本来的には生活保護を活用すべき人が保護を受けず(受けられず)にサラ金から借金をして当然のように破たんに陥っていることを説明し、また同時に、法律家が生活保護を受けるようにしていないという事の表れであると指摘もなされた。貧困が原因の多重債務については生活基盤を支えるために制度を受けさせるというのが問題解決の出発点であり、生活保護受給をさせれば法律扶助で自己破産も可能となると報告した。

また制度の申請についても、多くの福祉事務所では「水際作戦」や「硫黄島作戦」 といった権利侵害がなされているケースが多くあり、本人だけでは受給にたどりつく のは難しく、例えるならば「ヤミ金被害者にヤミ金と相談してきなさいと言うような ものである」との実態のもと、申請援助の必要性を訴えた。

申請援助のポイントを説明する前提として、まず生活保護は国が生存権を保障するための法律なので、過去どんなに放蕩三昧をつくしてきたという経過があっても、今現に困窮している一時を持って生活保護は受けられると説明し、申請さえすれば福祉事務所は嫌でも原則14日以内に調査によって保護の要否を書面で通知しないといけないことから、とにかく申請することを援助の主眼におき、予想される論点を事前に文書で整理しておくなどサポートしてもらいたいと説明した。

その後、申請実務上争いになる事が多い事柄についてのポイントと対策について説明が行われた。

# 実務上争いになる事が多い事柄について

- 1.補足性の原理(保護法4条:<u>資産や能力を活用すること</u>の要件)について
  - 6.5歳未満だから仕事をして生活してください。

という理由については、水際作戦で最も多く使われているフレーズであるが、名古屋の林訴訟で、「働く能力があっても、その人の具体的な能力を前提として働く場が見つからなければ保護の要件に欠けるところはないという判断」が確立されており、厚生労働省の見解も同様であることから、失業し仕事が見つからない、あるいは働いているけれど収入が最低生活費に満たない場合は保護を受けられることを説明、より受けやすくする手法としては、求職活動の記録を取りその努力を書面で提示するといった手法を紹介した。

#### 親兄弟に面倒を見てもらって下さい

という理由については、法律上は「扶養の優先」が定められているだけであり、単なる優先関係でしかないのが実態であることを説明、親兄弟から現に仕送りがされると、 その限りにおいて収入認定され保護費の減額がなされるが、親兄弟がいるというだけ で、現に扶養されていないのに追い返すというのは間違っていると指摘した。

#### 持ち家があるので駄目

という理由については、居住用の不動産については原則(おおむねの目安2600万迄)として保有が認められていると指摘があり、生活保護を必要としている人の場合 そこまでの資産価値がない住宅がほとんどである可能性が高いため、拒否される理由 にはならないとした。また、ローンが残っている住宅についてはローン返済による資 産形成につながるので認められないが、ローン残高が300万円以下の場合や多重債務状態でローンを今後払わず家を出ていくことが前提となっている場合は、例外として認められるとした。

さらに65歳以上の方の場合は、リバースモーゲージ(家を担保とした貸付)がなされることがあるが、500万円以上の土地がある場合が対象で、さらにすぐに貸付が行われるわけではないので、それまでは保護が支給されることの説明がされた。

2.管轄について(保護法:第19条):住居がない人は生活保護を受けられないか? 居住地がある場所の福祉事務所が管轄することになっており、居住地がないのが明 らかな人は現在地をもって管轄することになっているので、当然受けられ、住宅扶助 として住宅を確保するために敷金、家具代、布団代等の支給がなされると説明があり、 敷金については、住宅を確保する場合のみでなく、知人宅へ一時的や居候や、施設か らの退所が必要となった場合などに転居する場合にも支給されるとの説明があった。

さらに保護の決定までは2週間程度かかるので、その間のつなぎについても説明があり、アパートを確保するまでの経過的な居場所の宿泊料については住宅扶助費からだしてかまわない通達が厚生労働省から出されている旨、説明がされた。

# 3. 保護の停廃止:どういった場合に保護が打ち切られるか?

生活保護法上は、「要保護性の消滅」、「立ち入り調査拒否」や「指導指示違反」の制裁的な廃止の3つしか定められていないことを説明し、「要保護性の消滅」について具体的に言えば、最低生活費を上回る収入が安定的に得られるようになったときの事であるが、現在強制的な辞退による廃止が問題になっており、真意で辞退していること(辞退すればどうなるかを理解していて、任意に辞退している場合、かつ窮迫状態に陥らないこと)が前提であることを説明した。

また、「指導指示違反」についても説明があり、就労指導等に従わない場合は口頭指示 文書指導 弁明機会を与える 廃止、と手続きを踏むことが要求されており、例えば、「3ヶ月以内に仕事を見つけ自立しなさい」などの到底無理な要求は指導指示事態が無効であることを説明した。

#### 4. 費用返還請求について

年金等があるが手続きをしていなかった収入認定されていなかった場合については、

資産の権利があるのに申告していなかったとして、その間の保護費が不当利得となるが、自律更正のために必要な費用(家を身体障害者仕様とするなど)と福祉事務所が認めれば除外となる可能性があることを説明した。

また債務整理によって発生した過払い金の扱いについては、他の借金がある場合などについては弁済に当て、弁護士司法書士の費用を控除し、純粋に本人の手元に残ったお金が収入認定される旨、説明があった。

## 5. 不服申立について

決定に不服があればまず審査請求をし、取り消し訴訟をすることになるとし(審査 請求前置主義)代理人は弁護士に限らず支援者等誰でもなれ手続きも簡易なため、積 極的にやってもらいたい旨、報告があった。

以上、報告した申請援助の結論を覚えておいただけでも十分戦力になるので、これをもとに四国での生活保護申請同行を活発に行ってもらいたいとし、弁護士などに生活保護申請援助を頼んだ際にかかる費用については、日弁連が法テラスに委託している援助事業を使うことで原則本人に費用負担をかけず、また弁護士についても手弁当にならず援助ができることを報告し、講演を締めくくった。

ここまで使える連続講座 2 労働法制はどこまで使えるか?その活用で貧困化と戦う報告者:村田浩治 弁護士(大阪)

今、関心の高い部分である派遣切り・期間工切りの問題を中心に、労働法制の正しい理解と活用について講義が行われた。

講演では、まず5月の厚生労働省発表による雇用喪失者数(非正規切り)が20万人に上る状況を紹介した上で、「いすゞ自動車の期間工切り」に関する事例を紹介し、契約期間中の雇い止めについて労基法の定めによるところの休業手当



によって平均賃金60%を保証したが、期間の定めのある期間工については100% 賃金を支払うべきであるという仮処分がでている」とし、横行している非正規切りの 中では違法なものも少なくないと報告した。それらを踏まえた上で、最近のセーフティネットの議論のあり方について言及し、きちんと法律に定められた使用者側の負担が尽くされた上でそれでも救われない場合にはじめて出てくるのが社会保障や生活保障といったセーフティネットであって、本来企業が負うべき責任・負担を抜きにしてセーフティネットの議論にいっている感があり、問題であると指摘した。

その後、労働基準法の意味について、労働時間を例に説明が行われた。労基法による所の労働時間の規定による「1日8時間労働・週40時間の範囲は労働の最低基準であり、この範囲でないと人間らしい生活ができないという事」であって、つまり「基本的には残業なしで生活を営める」のが労働時間に対する労基法の本来の考え方であると説明した。その上で、「名ばかり管理職による不払い残業」の問題について紹介し、相談者自身も在職中はクビ等で勇気がないため離職してから相談にくるケースが圧倒的に多いが、時間外労働の規程については、割り増しを定めることによって使用者に残業を抑制させるのが本来の主旨であり、労働者自身も働いている間にこの割り増し請求をしなければ、使用者に「それなら残業をさせないようにしよう」「仕事が多いなら人手を増やそう」といった健全な職場環境を保つことにつながらないと指摘、使用者だけでなく雇用されている労働者も含めた社会全体に、なぜこの労基法があるんだろうという意識がないことを指摘した。

また続いて労働組合法については、その重要性は労基法で定められた「労働の最低 基準ラインを引き上げていくこと」にあり、労働組合法と労基法があいまって労働環 境は健全性を保つ状態になるはずだが、現実には労働組合が機能しないことによって 多くの企業が法律を守らず、最低基準であるはずの労基法があたかも最高基準となっ てしまっている現実について考えなければならないと訴えた。

さらに、労基法、労働組合法は対使用者(労働契約をしている相手方)については 有効に機能すると言えるが、現状のように偽装請負や違法派遣についてはこれが非常 に困難であり、派遣契約(派遣元と派遣先の契約)については商事契約であるため労 基法の適用がないこと、また派遣元と派遣労働者については労基法の適用はあるもの の、登録型派遣は派遣契約があってはじめて雇用関係が成立するが、その雇用関係事 態が無くなってしまうという事がおこっているとし、労働者派遣法によって破られた 職業安定法おける「直接雇用の原則」を改めて確立していく必要があると、訴えた。

最後に、法律を使おうとすると大変な思いをしなければならないし、明日から家を 失おうとしている人に戦いましょうというのは無理な話ではあるが、基本的には「法 律が守られ、そうならないような社会をつくっていくということ」を全ての働く人が考えることが前提とされなければ貧困問題は解決しないと説明し、現状の競争主義に対抗するのは連帯主義しかなく、その連帯主義の精神を示すものが労働組合法であり、労働組合が目指すものが最低基準をより一層向上させていくということであると思う。労組との共闘も図りながら、様々な運動に取り組んで頂きたいとし、講演を締めくくった。

連続講座の最後では現在生活困窮者に対する貸付として注目が集まるセーフティネット貸付の活用について報告があった。

ここまで使える連続講座 3.セーフティネット貸付はここまで使える

## 報告者:村上 晃 弁護士(長野)

報告ではまず、多重債務対策プログラムにおけるセーフティネット貸付の位置付けについて、良い悪いに限らずそれまでサラ金業界がセーフティネット貸付の一躍を担っていた部分があり、その貸付総額11兆円は、生活保護予算(年間2兆5千億)のうち補足率が



約2割と考えられているところからすると、おおよそサラ金が足りない部分を担っていたと言っても過言ではない状況であることを説明し、今後の法改正の完全施行によって信用収縮や総量規制によりサラ金貸付が激減していくため、その部分をセーフティネットとして公的なものや民間の部分で作っていかなければいけないことを説明した。(ただし、国はプログラムをつくったたけで、全てのボールを投げっぱなし。)

その上で、現状、貸付制度としてどのようなものがあるかの紹介がなされた。

## 《公的な資金融資》

生活福祉資金貸付制度(社会福祉協議会):2065億円中980億円の貸付がされ1000億円以上貸付余りが発生している。340億が延滞(全体の4割近く)であるが、1年以上払っていない人は1割未満。生活保護については生活保護法があるが、生活福祉資金については法律はなく、臨機応変に対応できる制度として注目されている。

母子寡婦福祉資金(都道府県):生活福祉資金と同様な資金使途

#### 《民間での資金融資》

自治体協調融資(労金が各地の自治体と協調し全国 43 都道府県で実施) 3 2 1 億円の貸付実行額。自治体が労金に資金を預託することで、住民への福祉という形で通常より有利なかたちでの融資を実施している。但し、保証会社の保証が必要であることや、ブラックの人は使えない、税金の滞納をしている人は使えないなどの問題点がある。多重債務に陥る前の予防という意味では有効。

労働金庫: 勤労者(自営業者は含まない)、組合員に基本的に利用が限定されており、信用保証機関(日信協)の保証がつかなければいけないといった課題点があるが、組合員についてはブラックの人にも貸し出しができるようなスキームが徐々にできつつある。静岡労金について実施しているような非組合員への貸付が広がりに期待されている。

信用生協(岩手信用生協)・生協(グリーンコープ生協福岡、大分、熊本、山口): 組合員について貸付をする。生協法の改正によって、非組合員についても貸付を実施している(福岡)。

以上、民間の貸付では単に貸し付けるだけでなく、生活サポート(家計管理)をしっかりやっているため貸し倒れはほとんど起こっていないことを説明、しかしながらサラ金が担ってきた全体の10兆の資金需要から言えば、上記のような数億円では足りない状況であり、さらに昨年の秋からは離職者・ホームレス対策という新たな部分のセーフティネットの問題がでてきたためさらに複雑化していることを報告した。

#### 生活福祉資金貸付制度について

それらを踏まえた上で、現行の制度としては最も有効に活用できると思われる「生活福祉資金貸付制度」の中身について説明が行われた。

まず資金の種類について一覧でそれぞれついて紹介がなされた。

特にポイントとしては、就学資金のうちの就学支度金について説明があり、育英会などのように授業料について支援される制度はあるが入学についての支度金がでる公の制度は、生活福祉資金と母子寡婦福祉資金貸付だけである説明があり、大学入学費用など大きなお金についてはサラ金に手を出すきっかけとしても多い割合を占めているため、制度に対する理解をしっかりとし活用に結びつけてもらいたいと呼びかけがあった。

また、緊急小口資金については、現下における色々な状況の中で短期の緊急な資金が必要な場合に貸付がなされるものであり、改正貸金業法の成立とともにそれまでの上限5万円から10万円に増額した経過などからも、十分に活用されるべきものであるとの説明があった。

しかしながら、ほとんどの資金について連帯保証人が必要なため(緊急小口資金はいらない)利用しにくい実態があることや、すぐには借りられない、住民票が必要などの問題点があること報告され、それらを受けて今年の10月を目途に制度が利用しやすいように大きく動くことが報告された。

具体的には、基本的に連帯保証人がいらなくなること(正確に言えば保証人なしで 1.5%の金利、保証人ありの場合は無利子) 現行10種の制度に分けていたものが、大きく4つ(総合福祉資金・福祉資金・教育支度資金・不動産担保型資金)に整理されることが報告された。

ポイントとしては、総合福祉資金の創設により利用者に分かりやすくかつニーズに応じた柔軟な貸付が実施されるようになる点、また緊急のつなぎ資金(臨時特例つなぎ資金貸付事業)が生活福祉資金とは別に創設され、雇用保険・生活保護・就職安定資金貸付などの申請から決定までの期間の生活費用の貸付がなされるようになることが報告された。しかしながら、要件として住居がないこと、離職者であることの利用制限がかけられておりホームレス対策に限ってしまっていると指摘し、要件外の人(仕事も住居もあるけどお金がない人)については生活福祉資金の緊急小口融資で対応するよう説明があった。

最後に、今回の見直しが行われるに当たって資金利用の大幅な増加が予想されていることに対応して、貸付原資と欠損補てん積立金が国の10分の10の負担で積み増しされることを説明し、どんないい制度が作られても現場との食い違いがあれば意味をなしてこないため、窓口である社協の担当者の理解をはかりながら制度の活用をしていってもらいたいとして、講演を締めくくった。

以上で2日間に渡る開催プログラムが終了し、最後に全国クレサラ問題対策協議会代 表幹事の木村達也弁護士より全体を通してのまとめがなされた。

全体のまとめと課題:木村 達也 弁護士(全国クレサラ問題対策協議会 代表幹事) まず、多彩な内容の充実した研究会が、様々な立場の方々が参加して開催されたこ

とに対しクレサラ運動の広がりと充実を 感じているとした上で、今日報告のあっ た連続講座の内容は制度が自動的に変わ ったものではなく専門家や活動家による 血の滲むような訴えや努力によって変え られてきたことであり、それら努力を無 にする事がないよう今回の研修内容をし



っかりと活用してもらいたい旨、要請があった。

さらに、クレサラ対協が牽引してきた今日的課題は、従来の「債務整理の実務」や「金利の引き下げ」といった問題から、社会情勢の変化の中で貧困者の救済対策にシフトしていっており、反貧困ネットワークを中心とした反貧困運動の前進によって、 貧困の可視化がなされ、さらに社会化されはじめていることは大きな成果であると現状を総括した。

しかしながら、クレサラ運動の経験からも言えることであるが、問題を可視化し事実をつきつけるだけでこれまでの方向性が大きく変わっていくとは言い難く、民主的な手続きによる変革を進めていくには根気強い取り組みが必要であると指摘。そのためには、守りの姿勢で後から救済策を打つのではなく、今日あることを見越して先手を打ち社会的役割を果たしていかなければならないとし、今まさに燃え上がっている反貧困運動の熱気が冷めないうちに、個別獲得目標を設定した組織づくり行い、継続的な運動を目指す必要があるのではないかとの課題を提示し、全体のまとめとした。